

# 株主各位

平成27年6月23日

(証券コード 6641)

京都市右京区梅津高畝町47番地

**日新電機株式会社**

代表取締役  
社長 小畑 英明

## 第157期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

本日開催の当社の第157期定時株主総会において、下記のとおり、報告を行うと共に、承認可決の決議を受け決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第157期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告・連結計算書類の内容並びに会計監査人・監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
  2. 第157期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

以上の2件につき、それらの内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第157期末の剰余金の処分については、期末配当として1株当たり7円（前期に比べ1円増配）の普通配当を金銭で支払うことを決定いたしました。

また、その期末配当が効力を生じる日（配当金支払いの開始日）を平成27年6月24日（水曜日）とすることを決定いたしました。

なお、第157期の中間配当を1株当たり6円といたしましたので、第157期の配当金合計は1株当たり年13円（前期に比べ1円増配）となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により責任限定契約を締結できる役員が社外役員以外へも拡大されたことに伴い、将来の機動的かつ柔軟な対応を可能としておくため、当社定款の第27条と第33条を変更し、責任限定契約を締結できる役員について、対象として拡大された取締役（業務執行取締役等であるものを除く）・全監査役へ対象を広げることを決定いたしました。

### 第3号議案 取締役9名選任の件

当社の全取締役（12名）の任期満了にあたり、本件は、原案どおり承認可決され、天野嘉一、小畑英明、石田和正、山林直之、延昌秀、星康久、植野正、宮下通永、百合野正博の9氏が当社取締役に再選され、それぞれ就任いたしました。

なお、百合野正博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

### 第4号議案 監査役1名選任の件

木村壽秀氏が任期満了により当社監査役（社外監査役）を退任することに伴い、原案につき当社の監査役会の事前同意を得たうえ本件を付議いたし、原案どおり承認可決され、新たに佐伯剛氏が当社監査役に選任され就任いたしました。

なお、佐伯剛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

~~~~~

### 〔付 記〕

1. 本株主総会終了後の当社取締役会の決議に基づき、代表取締役、役付取締役及び執行役員の一部を変更し、当社の取締役と執行役員を次のとおり決定いたしました。  
（なお、緒方潔氏は本年6月23日付けで当社の取締役を退任し常任顧問に、石津友啓氏は同日付けで当社の取締役を退任し顧問に、それぞれ就任いたしました。また、同日付けで当社の取締役を退任した橋高義彰氏は常務執行役員を務めます。）

|                            |         |                         |
|----------------------------|---------|-------------------------|
| 取締役会長                      | 天 野 嘉 一 |                         |
| 代表取締役<br>社 長               | 小 畑 英 明 |                         |
| 代表取締役<br>専務取締役<br>(専務執行役員) | 石 田 和 正 |                         |
| 代表取締役<br>専務取締役<br>(専務執行役員) | 山 林 直 之 | 〔代表取締役の新任<br>専務執行役員の新任〕 |
| 常務取締役<br>(常務執行役員)          | 延 昌 秀   |                         |
| 常務取締役<br>(常務執行役員)          | 星 康 久   |                         |
| 常務取締役<br>(常務執行役員)          | 植 野 正   |                         |
| 常務取締役<br>(常務執行役員)          | 宮 下 通 永 |                         |

|                             |                       |                     |
|-----------------------------|-----------------------|---------------------|
| 取締役<br>〔社外取締役<非常勤><br>独立役員〕 | 百合野 正 博               |                     |
| 常務執行役員                      | 橋 高 義 彰               | 〔前 常務取締役<br>常務執行役員〕 |
| 常務執行役員                      | 永 田 幸 一               |                     |
| 常務執行役員                      | 松 本 義 明               | (前 執行役員)            |
| 執行役員                        | 天 海 秀 樹               |                     |
| 執行役員                        | 長 井 宣 夫               |                     |
| 執行役員                        | 明 石 直 義               |                     |
| 執行役員                        | 重 田 悦 雄               |                     |
| 執行役員                        | 立 元 正 人               |                     |
| 執行役員                        | 小 林 賢 司               |                     |
| 執行役員                        | 青 木 務                 |                     |
| 執行役員                        | しも だ かつ ひこ<br>下 田 勝 彦 | (新 任)               |

2. 本株主総会終了後の当社監査役会の決議に基づき中堀知、稲田道雄の2氏が監査役(常勤)に選定され、それぞれ就任した結果、当社の監査役5名(その内、社外監査役は森田衛、田中等、佐伯剛の3氏)につき次のとおりとなりました。

|                             |                   |       |
|-----------------------------|-------------------|-------|
| 監査役<br>(常勤)                 | 中 堀 知             |       |
| 監査役<br>(常勤)                 | 稲 田 道 雄           |       |
| 監査役<br>〔社外監査役<非常勤><br>独立役員〕 | 森 田 衛             |       |
| 監査役<br>〔社外監査役<非常勤><br>独立役員〕 | 田 中 等             |       |
| 監査役<br>〔社外監査役<非常勤><br>独立役員〕 | さ え き ごと<br>佐 伯 剛 | (新 任) |

なお、社外取締役の百合野正博氏並びに社外監査役の森田衛、田中等、佐伯剛の4氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づき一般株主保護のため確保する独立役員であります。

# お 知 ら せ

## 第157期「期末配当金」のお支払い等について

1. 第157期の期末配当金は、本年6月24日（水曜日）からお支払いしますので、同封の「第157期 期末配当金領収証」に基づき、お近くの「ゆうちょ銀行」の全国本支店・出張所または「郵便局」で、払い渡しの期間内（本年6月24日から本年7月31日まで）にお受け取り願います。

同封の「配当金計算書」は、租税特別措置法に基づき作成する「支払通知書」を兼ねており、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけますので、お手元に保管願います。

なお、すでに配当金の振込先をご指定の方には、「お振込先について」を、下記3①の「株式数比例配分方式」をご指定の方には「配当金のお受け取り方法について」を、それぞれ同封しておりますので、ご確認願います。

2. 平成27年4月1日をもって、当社の1単元の株式数を1,000株から100株に変更いたしました。これに伴い、当社が上場する東京証券取引所における当社株式の売買単位も、同日より100株に変更されております。

3. 平成21年1月5日施行の「株券電子化」に伴い、配当金の受領方法に、従来の「配当金領収証」（旧「郵便振替支払通知書」）方式と「個別銘柄指定」（銀行等への振込）方式に加え、新たに次の①・②の方式が追加されております。

今後、次の当該各方法への変更をご希望される場合は、お取引の証券会社にてお手続き願います。

### ①「株式数比例配分方式」

お取引の証券会社にお預けの株式数に応じた配当金が、当該証券会社にご開設の口座に振り込まれる方法であります。但し、下記4内の「特別口座」を含め信託銀行等の「特別口座」で上場会社（当社を含む）の株式を保有されている場合は、本方式をご利用できません。

### ②「登録配当金受領口座方式」

お取引の証券会社にお預けの全ての上場会社株式の配当金が、ご指定の一つの銀行口座（「ゆうちょ銀行」は除く）に一括で振り込まれる方法であります。

4. 上記3内の「株券電子化」に関連し、当社株券を証券保管振替機構（ほふり）に預託すべく証券会社にご口座を開設する手続きをお済ませでない株主各位につきましては、三井住友信託銀行株式会社に「特別口座」を開設しております。

その「特別口座」では、単元未満株式以外の当社株式の売買ができず、ご不便かとも存じますので、証券会社にご口座を開設したうえ、当社株式を同「特別口座」から移されることをご推奨申しあげます。

（その「特別口座」に関連するお問い合わせは、三井住友信託銀行の ☎ 0120-782-031 までお願いいたします。）

以 上